



三國
傳來

善光寺如來繪詞傳

五



ハ 4
6207
5



東叡山藏版

善光寺繪詞傳

五卷以下為後編
於中附錄別帙

本字田川

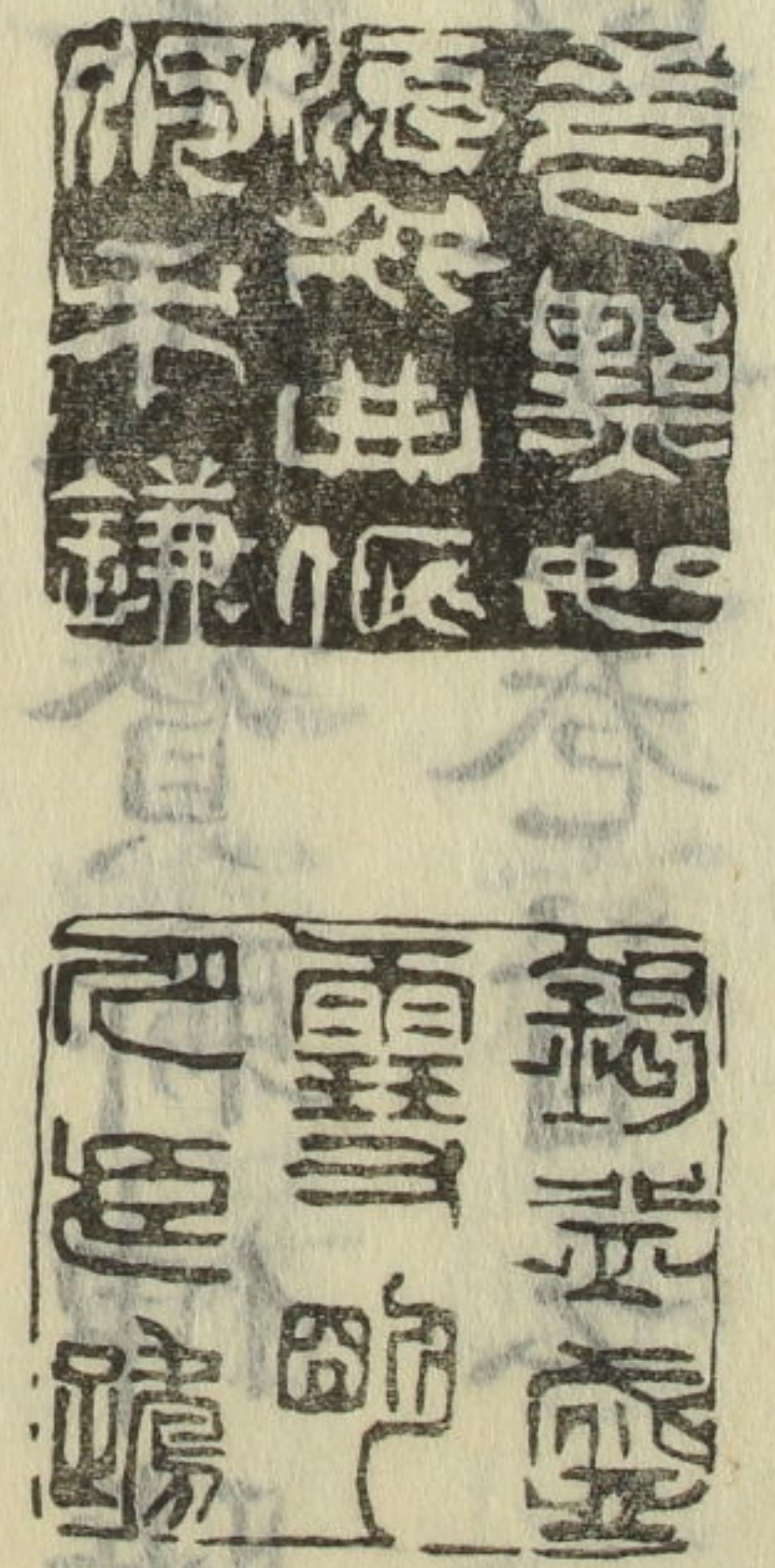


善光寺繪詞傳後編序
善光寺繪詞傳伊勢光
壽院萬空所著前編刻
成流布於世發心歸佛
之益夥矣因更拾前所

遺作後編二卷附錄一卷
愈勸信可謂勉也頃
後編刻成乞予序善光
寺海內無二之靈場人
不遠千里運步淨土易

行法門有益於末世誰
疑之故不復贅聊伸隨
喜之志以辨卷首云
安政丁巳之冬

紀陽天曜寺権僧正實道識



善光寺如來繪詞傳卷五

善光寺如來繪詞傳卷五

法印大和尚位權大僧都正空纂述

そもく守屋が城郭ハ帝都と去こととづらふ八九里
なり加旃大敵蕭牆のうらふ起れば天下の危きこと
薄氷を履ふ似たりかろげゆゑ小蘓我馬子宿禰大臣
諸皇子と群臣とをもめて物部守屋大連と誅伐と

按ずるふ此とき用明天皇より小崩たまひて崇峻天皇いまだ
立ちまひて空位の時なるゆゑ炊屋姫尊の皇太后勅たまひ

一ツツゑるふ日本紀ふその文のまねるゝこの上の章に
 炊屋姫尊の詔とうけて穴穂部皇子と誅とあれは重復
 その勅命といふるゝ同類同罪の守屋なるゆゑなり既に
 馬子方ハ諸皇子群臣一致のことなればこれ正しく官軍なり
 守屋の方ハ一族と奴軍をくり少て籠城することなれば朝敵
 たること分明なり現日本紀ハ守屋大連餘の皇子等と去て穴
 穂部皇子と立んとて遊獵はこととを謀反せんとたぐふこと
 あきらかにふゝなり後世の大儒先生かゝる日本紀の文を何と
 見て守屋と忠臣正直の人とかれたるや守屋も一實に忠
 直の人なりバこのとき官軍はむくひて弓をひかずとも外ハ
 進退もあるべきふ籠城して朝廷ハ敵對するかゝハもこの
 軍小守屋うち勝たふバ

皇統ハいづなりゆきたまふべきや後學あきらふ判馬

○中々世俗この軍と聖徳太子の起したまふことのやうハ
 いひなるとハ假字書十卷の太子傳なりとてかく覺たぐひ
 たるなり日本紀ハ厩戸皇子太子ハ東髪於額して軍の後ハ
 志とてあると以て太子の起したまふふあゝざるを
 知べし東髪於額といハ兒髪のことなり上古の兒髪ハ瓠の
 ごとくハ結ゆゑかくハ名づくるなり書紀通證も瓠花と訓
 その形を状るなりといへり

諸皇子あまの坐も中馬子大臣のそかひとて泊瀬
 部皇子欽明帝の御子と討手の惣大将とてはゞき
 たまふ竹田皇子難波皇子春日皇子敏達帝の御子臣下ハ

蘇我馬子宿禰大臣紀臣麻呂宿禰巨勢臣比良夫膳臣
賀陀夫葛城臣烏那羅とも小軍勢をひきめて六月晦日
大和の都を出たりて平群谷の山中にて人数をそろへ
攻口の手くざりとせむ

この地といふ旗岳といふ平群谷安明寺村の西あり

それより生駒越ふ山とぐりその日の晩景小河内國
澁川村ふひそく小壓ふせたまふ此むら澁川郡のなほ
て今勝軍寺より十町ぐり良ふあり守屋が
城は志貴郡の北の端なれば中間をぐり小二十町たぐり

先このころ小陣をとりて搦手の勢をもち合は
此とき聖徳太子ハ父皇の喪小居たまへども止こと得じ
御涙をねえながら殯宮をいで軍のありへ小後ひなえり
御と一僅二十六歳束髪於額御をがたて御馬めされ
秦川勝迹見赤禱左右小附副たてまつる

或のいへく今年四月九日御父用明天皇崩御ま
御葬送をもたまふとして其年の六月晦日いくさ小赴きたまふ豈不孝
かろむや答いま守屋の逆臣競ひたりて天下を顛さんとせむ
こと急なり何ぞ細謹をりて國家の傾敗とせむや既小
神功皇后ハ仲哀天皇と葬らるゝとて三韓を征伐たまひ日本紀

殯宮のこしハ第一
四の巻小註一畢ぬ
ちの委一せむ
ねもいふ古事記傳
卷の三十とせむ

異國^{いこく}ハ周^{しゅう}の武王^{ぶおう}父^ふの文王^{ぶんおう}を葬^{さう}らざりて殷^{いん}の紂王^{ちゆうおう}と討^うたまへり史記^{しき}
これ所謂^{いふゆゑ}聖人^{せいじん}ハちとまもりて時^{とき}小絆^{せうはん}れどていふものなり凡慮^{ばんりょ}
の一隅^{いっこく}ハちりりて三隅^{さんこく}をくろくもハ同日^{どうじつ}の論^{ろん}ハあゝと

搦手^{なかつて}のくこハ大伴連^{おほのとものかみ}嚙^か阿部臣^{あべのかみ}人平群臣^{ひらぐんのかみ}神手^{かみ}坂本臣^{さかimotoのかみ}
糠手^{くちて}春日臣^{かすひのかみ}關名^{せみ}ともハ軍兵^{ぐんべい}とひきめて追手^{おいて}の勢^{せい}と同^{おなひ}
日^ひ小都^{こつと}とちてられハ河内^{かふち}の國府^{くわふ}へむけてうち出志^{いでし}紀^き
郡^{こほり}の巽^{さむ}り守屋^{もりや}が城^{しろ}と左^{ひだり}よて乾^{いぬの}の方^{かた}ハちよせて
攝州^{せつしゅう}難波^{なには}小陣^{せうじん}ととる

日本紀^{ふし}ハ追手^{おいて}搦手^{なかつて}の名^なハちけれども軍勢^{ぐんせい}と二手^{ふたて}ハ口^{くち}ことハ

明^{あき}小^このたりまうれどもその勢^{せい}の負數^{ふすう}といふと或書^{あるほん}ハ守屋^{もりや}が軍^{ぐん}
兵^{へい}廿九萬^{にじゅうきゅうまん}三千二百八十九騎^{さんにひゃくはつじゅうきゅうき}といひす一本^{いっぽん}ハ守屋^{もりや}五萬餘騎^{ごまんよき}
官軍^{くわんぐん}三千餘騎^{さんしゅうき}といへるもありこれと論^{ろん}づるハたゞいふ
阿都稻村^{あつといなむら}兩城^{りやうじやう}の古跡^{こせき}とさる小郭^{せうかく}の内^{うち}とぐ五町^{ごちやう}四方^{しやうほう}にすぎに
豈^{いかで}數萬^{すうまん}の軍兵^{ぐんべい}といふハ處^{ところ}あらんやされども日本紀^{ふし}ハ守屋^{もりや}の
軍^{ぐん}つゞくさらんや家^{いへ}ハ填野^{てんや}ハ溢^{あふ}るとさるされたれハ大軍^{たいぐん}
かること推^{おし}てさるべし太子^{たいし}傳曆^{でんりき}の補註^{ほしゆ}ハ守屋^{もりや}一千餘騎^{せんよき}
官軍^{くわんぐん}八百餘騎^{はつよき}といへりこれとさるハ正當^{せいとう}の說^{せう}ハちん上代^{じやうだい}の
合戰^{くわせん}ハ數萬^{すうまん}の軍兵^{ぐんべい}あることとさる可考^{かかう}

爰^{こゝ}ハ守屋^{もりや}の大連^{おほのむらじ}ハ寄手^{よせ}の官軍^{くわんぐん}とて小澁川^{せうしやう}村^{むら}小陣^{せうじん}と
さるとさるたれども城^{しろ}ハ堅固^{けんこ}ハかまへしとてさる

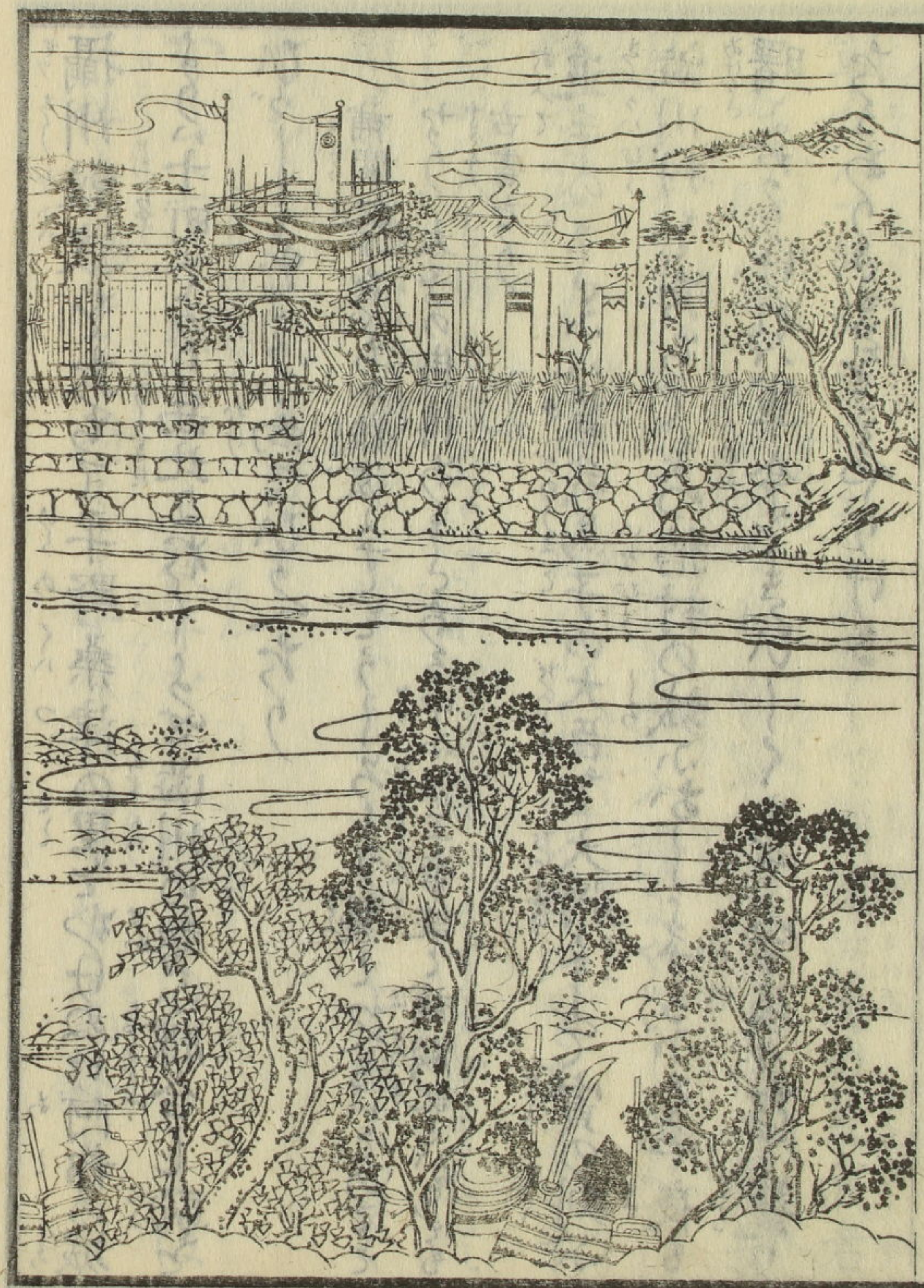
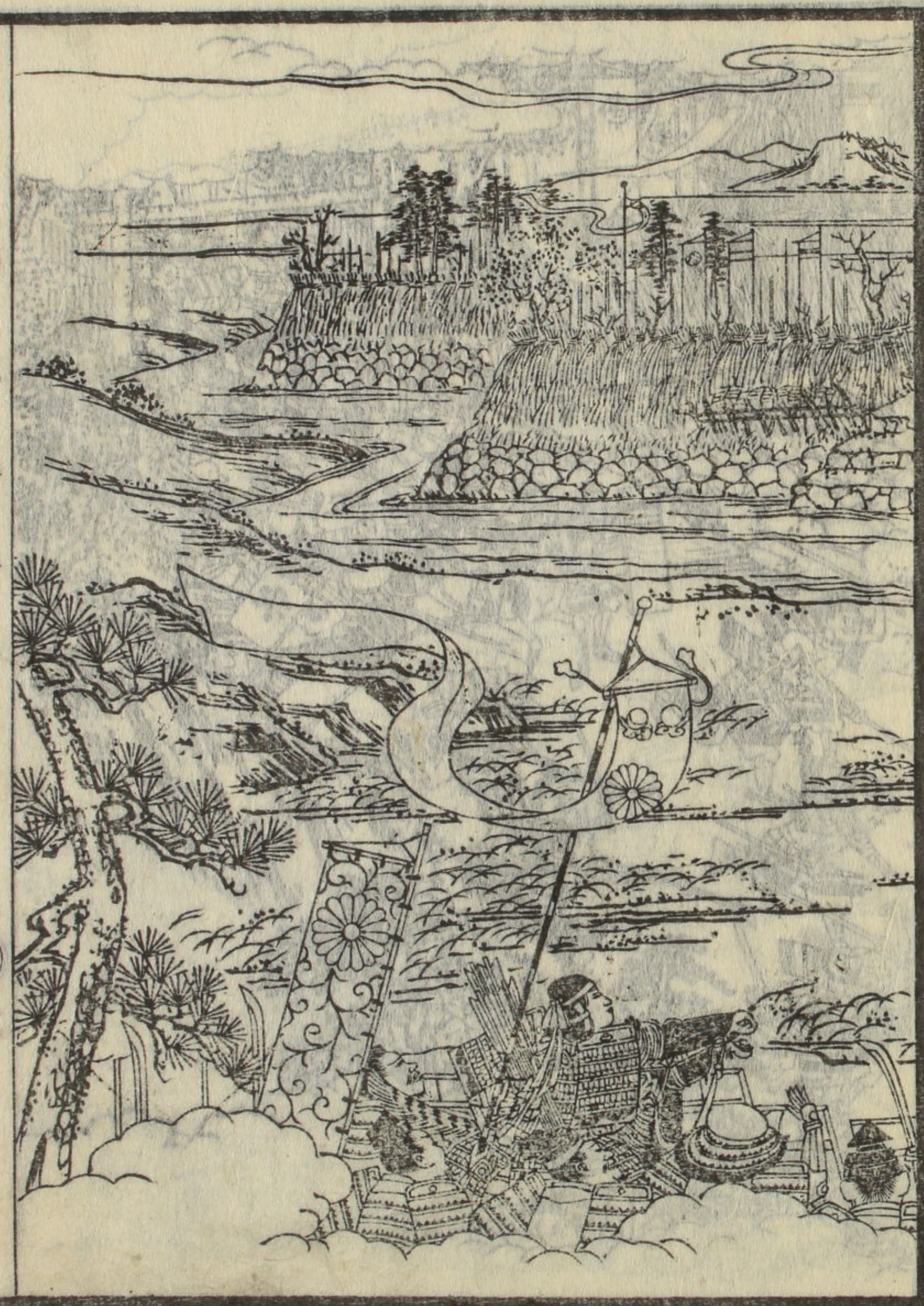
軍兵ハ一族郎等とぞめりて攝津河内の荒武者
ども一騎當千の兇賊なれば官軍とあなざりて雲のよ
月とながめ玉のうてあふ花を翫ぶ優やさき人ハ
怖るふたゞも其うへ寄手ハ山坂の難所とぞのぎ来
たれば人も馬も疲たりさればこの軍ハあするとぞもちて
戦ても勝利を得んこと掌のうちふありとて出てあせぐ
ことともちるさざりける

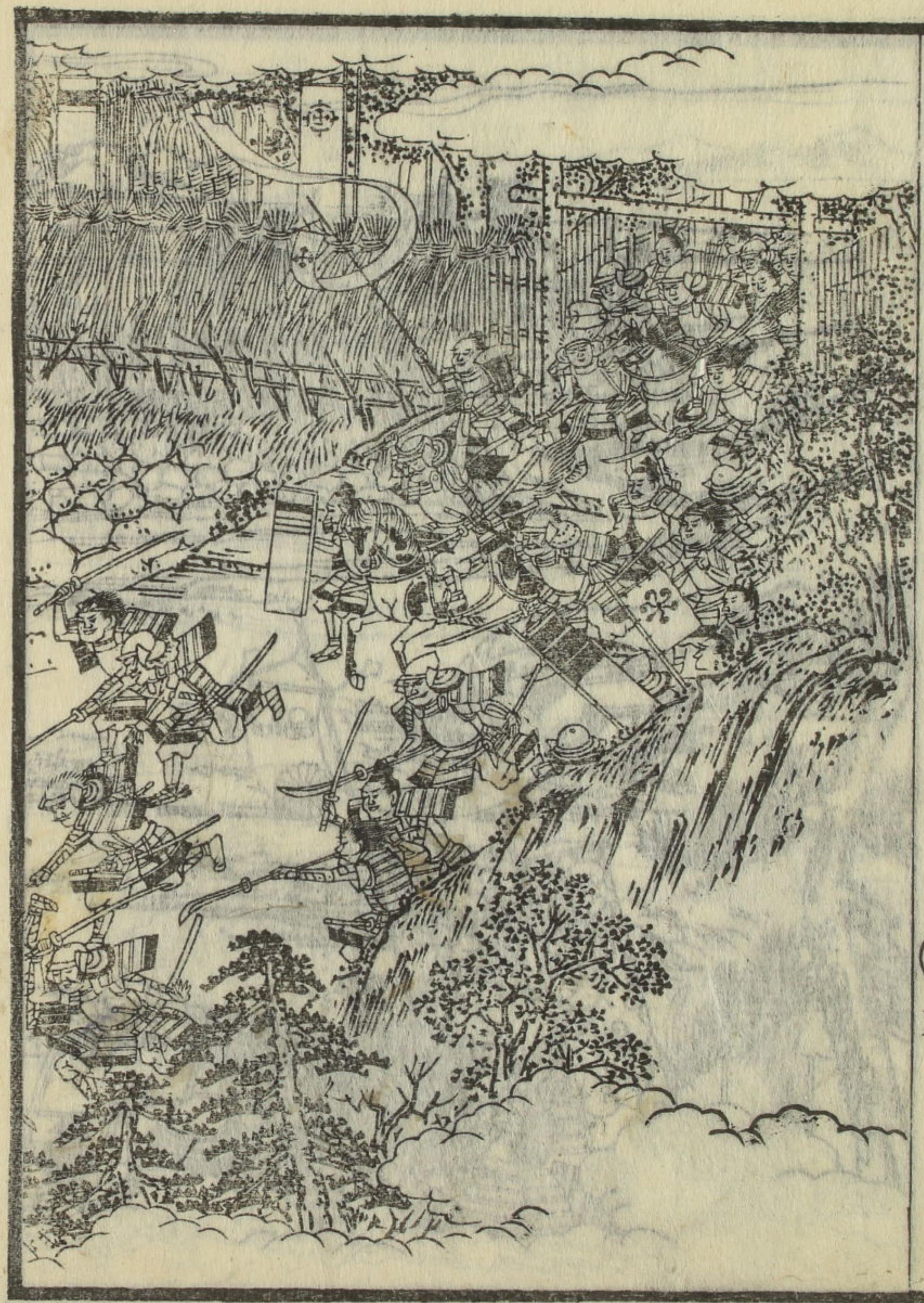
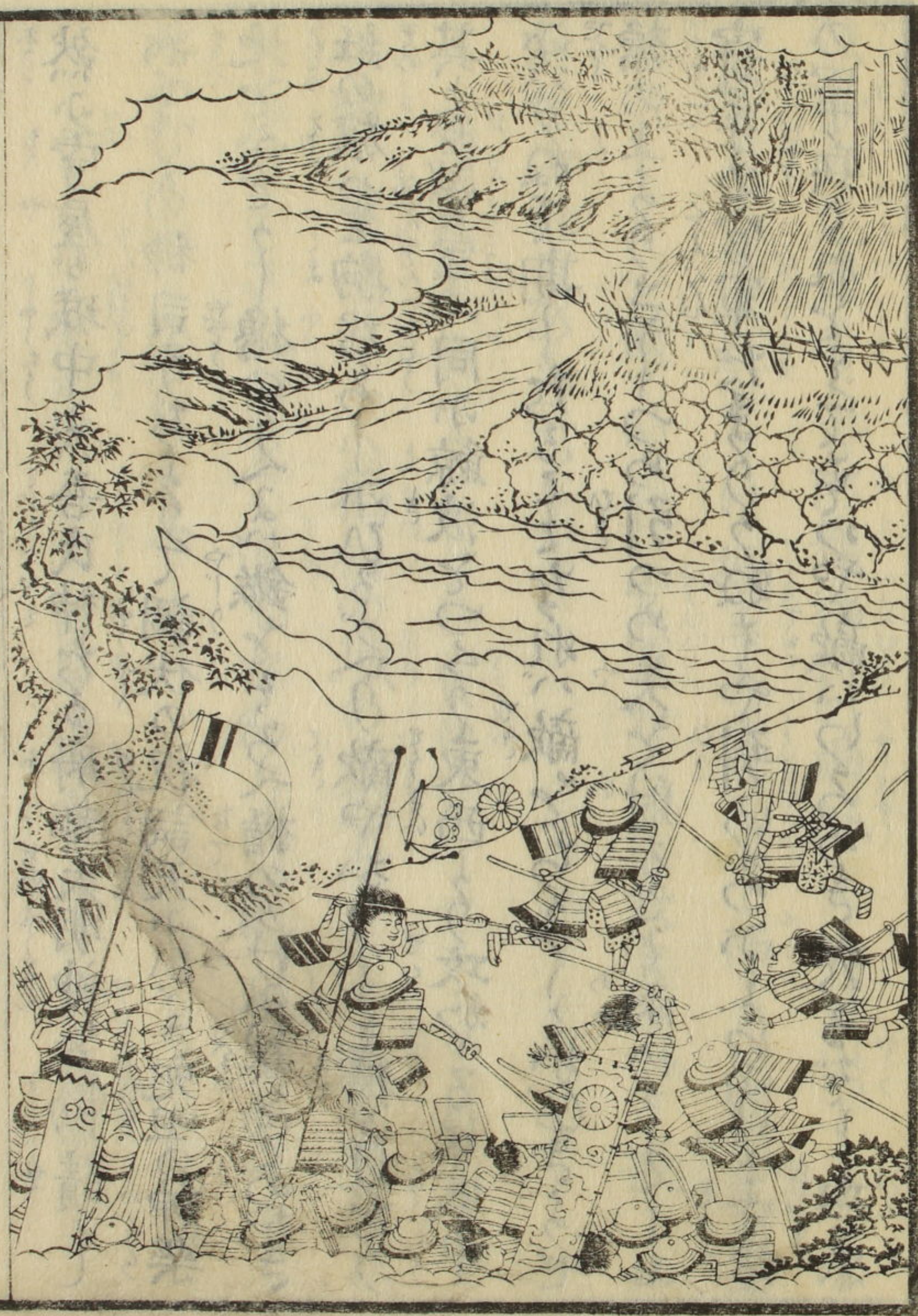
かくて七月朔日も夜半なる小搦手のかゝるは
大伴連嚙と大將と一平羣臣神手を先鋒と一

攝州難波とちちて平野桑津の里とわけぬけ阿都の城
より十町をり西北にわくを濫川の勢小牒合し駒と
ひぐしをちちふ向てひくちり

補闕記ふちち難波はすくろり襲とけるこのこと
なり太子の御傳あきある中法王帝説と補闕記ハもも
古書なり

追手のうへハ蘇我馬子の大將とて寅の刻ハ
濫川村とちちてまづ稻村の城ふかきふるふと夜も
曙ふちりければ軍令とまびくちて守屋がちて籠り
たるありとまをさざりける





然ふ守屋が城中に吾氏神たる府都大明神を勸請し
あまの神司うちりて調伏の祝詞天小ひき呪咀の神樂
地よりごうし櫓のうへに鏃をさへ楯のうけに兵をこめちき
紅の旗に生駒おろしひるるり敵やあそしと待つたり
其とき官軍一同小鯨波をつらう東西より攻かるに城中
ひらぬて期したることなれば敵をちうぐとむききよせ
櫓の上よりさしつめ引つめ矢を射ること雨のごとし
寄手の官軍なまうるぬもや引いろふふける守屋
の軍兵これとてさうや敵はいろめきたるぞと血氣

強勢の荒武者ども阿都稻村の両城よりかけ出し追手
の寄手と東北よりけ搦手の寄手と西よりけて大波の
湧がごとくか截てかれは官軍なふうはたまるべき散々に
討たされてひきちりぞく

補闕記小賊勢ふらふて東西にたうとあるはそれなり
此時聖徳太子に稻村の城の東をさして逃させたまひ
し行さき泓田より道もなかりければ取てかくし
北ふむりて落ちたまふ

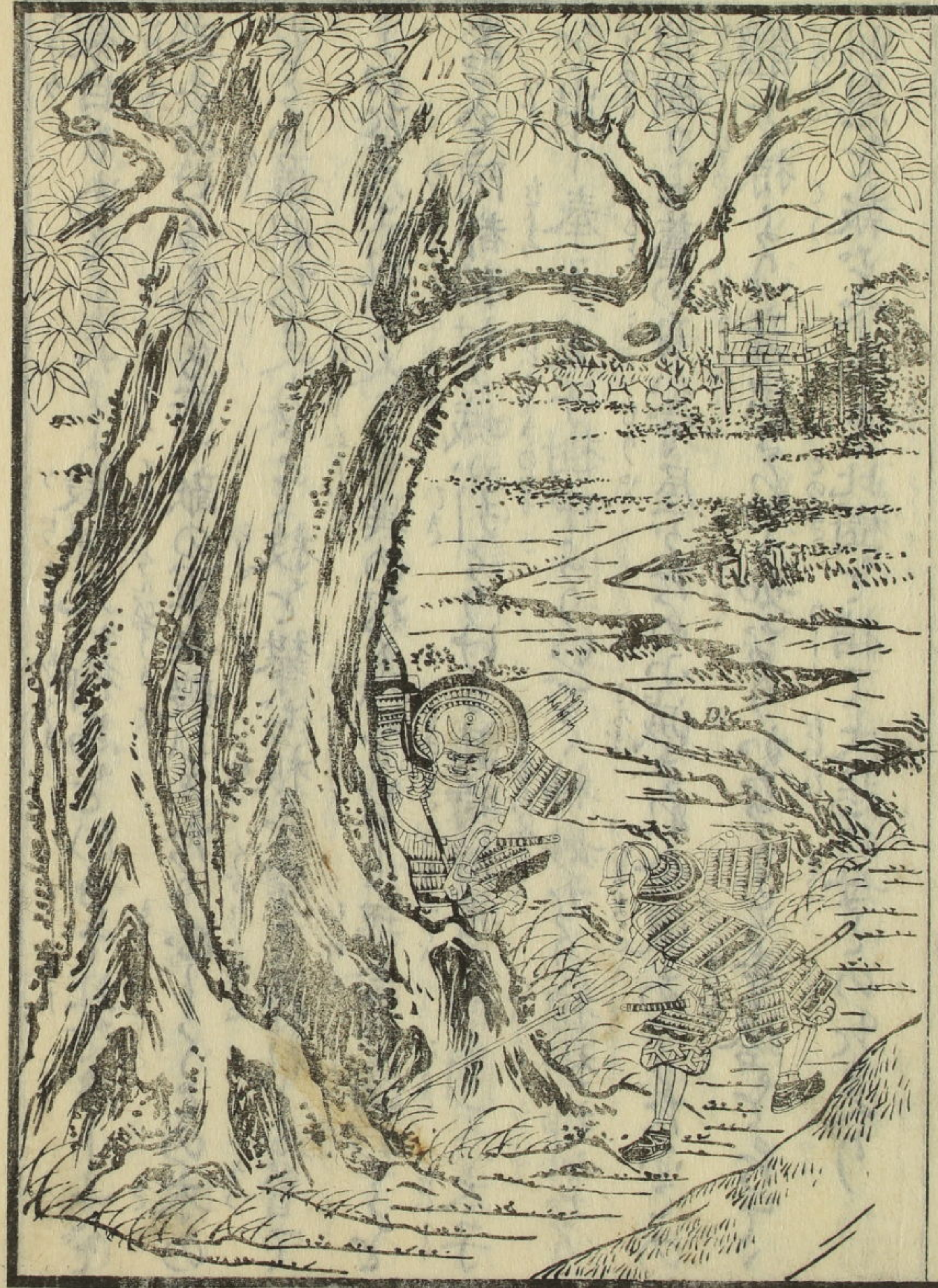
今もなる北木本むの東の田の中御より塚とて其古跡遺れり

同日も午の刻より軍をどりて申の刻まで鬪ひ
 合戦の官軍始終敗北しければ守屋方ひきとりける
 勝鯨波とあけて阿都稻村の兩城ひきとりける
 あられ七月二日卯の一天小摠大將たる泊瀬部皇子と
 う陣頭とせたまひきの兩度の恥と雪ぎ天下の治
 亂たこの一戦もいめんとて諸皇子を引つれて眞先に
 驅出たまへば蘓我の大臣紀臣の麻呂巨勢膳葛城の臣下たち
 も我れとてと轡をなぐて阿都稻村の城をかりしとせ

秘術をつくしてたかども城の構いごとくして敵の勝に
 のりたる大軍われは今日もさう味方うちまけてたつ足も
 なく追ちつされ生駒とさうして引もあり高安郡へ逃るも
 あり搦手の寄手の難波とさうしてぞ落ゆきける
 此とき聖徳太子の敵兵よりわまれ既小危くささせ
 たまひければ秦川勝獅子奮迅のいきほひをふるひ漸く
 一方の圍をさきて出奉るといへどもた川勝と舎人の
 鍛師丸より外へ附副たてまつる人もなり
 太子をやくも
 御馬は鞭とあてて東北とさうして逃させたまふ小守屋是

とてあれこそい 聖徳太子なるぞ 撃てやと 下知されば
山のくづるがごとく 大波のよするがごとく 數多の軍兵おひ
よせ来る 太子も今へのくづるがごとく 思召ふ幸この野
中 守屋の城より 北の 大なる 棕樹一株あり 太子この樹下にて
角もたつるべしと 御覺悟ありて 即御馬より下させたまひ
その棕に向ひて汝こそあふ我とたまけよと 宣ふ御言の
いまだ終らざるに 棕たももち 左右に裂ひきける 太子中
とてたまふは 空虚にして 洞のごとく 太子川勝と共に 此樹の
中へ入たまへば 直ふその木閉合て 太子をかへし 奉り少の

裂目もあることなり 鍛師九は 御馬をひきて 北とさしてぞ
逃去ふけるまゝなる所へ 敵の軍兵競ひきたり ぶくこの木の
もとふ 匿れたまひて 枝を攀ぢ 根を穿て 尋れども 曾て
こなたまふがれども 人々 奇異のたもひとなり 無念の齒がと
とてぞ 阿都稻村の城に引とりける 其時 棕再さけ開て 太子
と出奉る 太子樹中よりいづく 神妙なり 棕樹神妙なり
棕樹にぞ 舊の身い守屋がため 滅され 今復あつたふこの
體を 棕より 産出され 如なりかなと 寺塔をたて
此恩を報じべしとて 此樹を 指て 大悲の母とのたまひ



如來傳卷五

この翌年 崇峻帝の元年この地大聖勝軍寺と建立して
棕樹よかられたまふ恩と報じたまへるなりわろぐゆゑふ本堂ハ
南向いて棕むうひ本尊ハ 聖徳太子十六歳の立像にて去年の
軍の御命がかりのこゝとをわづらひて御自身の御髪をきりて
尊像の御頭よりあきせたまふゆゑこれを植髪うゑかみの太子といふ然
この棕木をわろり八百六十年を過て 後花園院の文安年中の
大風が吹たふされ其あとへ植くたる木も亦枯て今の木ハ三度目
なり其二度目の木もいまの三度目の木も自然な木のおもてゝ裂
目ありつれて當初 聖徳太子の匿たまふ現證いまだ遺れり
太子むくの樹と出て北とさして落ゆゑんとおもふ
とりしも鍛師丸御馬をひきてわたりきたる 太子

口集傳卷五

三十一

これのりて川勝ととも大川をまたりそれより高
安郡なるいまの教興寺村に逃のびたふこのころに
守屋が城をへだつこと一里半ばかりなれば太子も川
勝もいまは活たるうちにて鍛師丸もろとも唯三人
少て御疲をやもめたふふ蘓我大臣迹見赤橋を
そとめりて追ひみりての軍勢あつてもろきたる此時
太子のこまひける昨日今日の合戦守屋の軍卒
つゞつて官軍三度まで敗北を詮ぐる処誓願を
たて護世四天王の御ちりてをかるふあゝと守屋退

御衣木といふ
尊像をつくる
べき木地のこと也

治の期にあるべうもて川勝小命ありて方角を指して
四天王の像をつくるべき御衣木とて一木の木を取来るふふとや
山ふく排りて手ふまりせて一株の木を取来るふふとや
その木白膠の木とて一名勝軍木ともいひ俗にかつの木とも
いふものなり太子おひの悦なまひ即蘓我の大臣以下の
人ふ仰ありて四天王の小像御たけ三寸むりたりとて
四十八體つくるめたふふ
下學集小白膠木とて勝軍木なり聖徳太子守屋を誅
せんがため四天王の像をつくるふこの木をもちいたふなり
乃至護摩の乳木ふこの木をもちとりり○私といふ日本

このとき周の尺を用ひしゆ多三寸とあるも極て小像なるべし
 太子その像を石のうへに置てふづゝ聞眼供養坐し
 明日のいくさ小敵を降伏せしめたまひ四天王の奉為小
 寺塔と起立とせしと誓ひたまへり我馬子大臣も同く
 願とわとして諸の天王大神王等それと助まもりて利益と
 得せしめたまひ諸天と大神王の奉為小寺塔とたて佛法
 とひろむべしと誓ひれける 以上日本紀

○類聚國史いよく麻戸皇子太子の御ことのさましく敗らるる
 ことなうんとするふ願ふあふれば成がごととて即白膠

麻戸皇子
 白膠

の木をもちて疾く四天王の像を造り頂髪をかきて我として
 敵を勝しめたまひ四天王の奉為小寺塔と建立とせしと誓ひ
 たまへり云々○扶桑略記帝王編年紀いへるところも是ふ
 かたぐければ文略

それより太子おのめも仔細やれしけんなる山ふりく
 排入て大和河内の境なる信貴山のぼりたまふこの山の
 八分ふ不思議の巖窟ありその巖窟のうへ石の漢櫃あり
 その櫃ふ自然の文字ありて毘沙門天威徳妙藏と題せり
 太子御覽ありて吾朝いまだ佛法ひろまらざるふ

疾くも毘沙門天王の降臨ましましこと信ぜし貴とむ
べしとて丹誠を抽て祈念たまふ其とき生身の毘沙
門天王御たけ三尺五寸の小身を現じてかの石櫃のうへに
立たたまひ觀面太子ふ告てのたまふ我傳その如來
の附囑とうけて此界の佛法を守護も破邪顯正の善願
あふ隨喜せざるや明日のいくさふハ必護世四天王の
神力をもちてたやとく敵を降伏せしむべしと懇
御約束ありて忽御もぐさ見せけり然る諸軍
勢終日のいくさふ疲れたる飢ゑのぞとければ不思議

議せらるる傍の樹下小自然の杭米ありけれり太子が
ちと歡喜たまひこれなん毘沙門天の賜なりとて即岩のうへに
火を焚せてその米を焼米とし諸軍勢あへたまひたれば
人も馬もかの威力をまじたりける以上信貴山縁起
軍をりて後の生身の御もぐさと導きて太子御手自三尺五寸の毘沙
門天を彫刻の石櫃のうへに安置し一丈四方の堂をたて、石櫃も
尊像も共小堂内かつり籠てくだり小人のそとを禁じたまへり
因て今ハその堂の外ふも大堂をつりて伽藍とも大和國平群
郡信貴山朝護國孫子寺これなり信貴山の名ハ當初聖徳太子
の信ぜし貴とむとのまじりし職とて由とるなり



まゝ信貴山のつてをきくか 聖徳太子件の焼米といまの本堂の地より
十五町きたの谷間ふうつこの焼米末代かのつてこの時の實を傳へ
ふとて埋させたまひいづちより以逮于今千有餘年その米朽る
ことなく黒石のごとくふかりていまふこの地より出る因てその地と
米の尾とりをいへり予も先年參詣しその地理をきくふこの米の
出る處に僅三間四方をわりの内のとなりその餘のところより嘗て出
づいまもなほその地を穿ちてひろひ得たる人あまたあれば疑と
容るるところなり 日本最初毘沙門天王出現の靈場たること證
するふ是れり

あられば七月三日寅の刻に信貴山を立てきのの道と
くづりたまふ 路のかゝるふさも氣たりき

一人の童女ありて手ふ六目の鏑箭をたづさへて 太子ふ
むいもうしけるいづれに當山毘沙門天の御使ひなり
この箭は護世四天王より守屋降伏のためふあへ賜る
ところなりとて 太子ふさづけ奉りて件の童女ハ
うきけとやうふぞうせふける

この御矢は守屋ほらびてのちも四天王の賜なればとて捨たまはど
攝州天王寺御建立のときこのての寶藏に納られて今も存
まゝに法隆寺十八種寶物のなうふも守屋退治の矢といへるもの
ありこれ恐るハ 太子のつねに負てまふ御箭なるべし

法隆寺の七種
十八種ハ太子
御身附の寶物
なり



この御箭も十八
種のいさなり

同日卯の一天小軍兵の備をたて先きのみ造らせたまふ
四天王の小像を大將分ふかちあへておのく一躰
つ、髻のうちふ納させ 聖徳太子ハ赤き御衣の上
物具と著たまひ檀の真弓の真中をふきり十四刺
たる壺箴箸高小負なし栗毛の駒ふめされける
この御矢ハ篠竹をてつり驚の羽をもつて矧箸ハ象牙なりいま現ふ
くろり矢でかり矢とて箴ふさしたるまゝ法隆寺に在き栗毛ハ
駒ハこしより七年の後小斃ける 太子あわれとて中宮寺の北の
丘小埋まされたまふ是より此まゝ栗毛の岡といふ
まうろふ今日の陣立ちハ蘇我大臣真先よりとて小野

妹^{いも}子^こハ後^{ちのち}ふ^つで^きき秦^{しん}川^{せん}勝^{しょう}迹^{しき}見^み赤^{せき}檣^{じやう}ハ聖^{せい}德^{とく}太^{たい}子^しの
左^さ右^うを^を守^{まも}り大^{だい}和^わ川^{せん}と直^{ちやう}違^{ちが}ふ^つて^きて川^{せん}の西^{せい}端^{たん}に^に陣^{じん}を
ま^まり大^{だい}旗^き小^{せう}旗^きを^をた^たて^て北^{きた}の寄^よ手^てを^をま^まち合^あふ
諸^{しよ}皇^{わう}子^し等^らは^はま^まのふ^ふり生^{せい}駒^こ山^{さん}に^に陣^{じん}を^をま^まりて^てま^まり
く^くぐ^ぐれ^れも未^み明^{めい}に^に生^{せい}駒^こと^とち^ちて大^{だい}川^{せん}の北^{きた}のふ^ふ軍^{ぐん}を
屯^{とん}一^{いつ}志^し貴^き山^{さん}の勢^{せい}を^を待^{まち}た^たま^まひ^ひ一^{いつ}た^たぎ^ぎは^は旗^きを^をま^まりて^て
と^とも小^{せう}湍^{たん}川^{せん}と^とま^まりて^てま^まりする^{する}小^{せう}今^{けい}日^{にち}ハ泊^{はく}瀬^せ部^ぶ皇^{わう}子^し竹^{たけ}
田^{でん}皇^{わう}子^しハ生^{せい}駒^この勢^{せい}を^を引^ひ率^{そつ}して阿^あ都^との城^{じやう}に^に向^{むか}ひ^ひた^たま^まひ
聖^{せい}德^{とく}太^{たい}子^しハ志^し貴^き山^{さん}の軍^{ぐん}勢^{せい}と^と具^ぐして守^も屋^やを^をた^たて^てこ^こり

たるいなるの城ふむうせたまふ

日本^{にっぽん}紀^きに^にい^いへ^へる^るう^うご^ごと^とく太^{たい}子^しハ御^ご若^{じやく}年^{ねん}の^のこ^こと^とち^ちれ^れハ是^{これ}も^もて^てハ
先^{せん}陣^{じん}は^はま^まり進^{しん}ま^まりた^たま^まひ^ひて^て軍^{ぐん}の^のま^まりへ^へふ^ふま^まり^して^てい^いた^たま^まふ
の^のま^まり^して^てい^いた^たま^まふ^ふも^も今^{こん}日^{にち}の^の合^{くわ}戦^{せん}ハ四^し天^{てん}王^{わう}の^の加^か被^ひ力^{りき}を^をも^もて^て正^{ただ}しく
守^も屋^や退^{たい}治^ちの^の時^{とき}や^やる^るゆ^ゆを^を諸^{しよ}皇^{わう}子^し羣^{ぐん}臣^{しん}の^の勸^{くわん}發^{はつ}を^をま^まりて^てや^やむ
こ^こと^とを^をい^いて^て惣^{そう}大^{だい}將^{しやう}を^をま^まりて^てこ^この^の城^{じやう}に^にむ^むう^うひ^ひた^たま^まへ^へる^るま^まり

同^{どう}じ^じき^き日^{にち}辰^{ちん}の^の上^{じやう}刺^し二^に手^ての^の官^{くわん}軍^{ぐん}同^{どう}時^{とき}に^に攻^{せう}め^めて^て鯨^{けい}波^は
の^のこ^ころ^ろ天^{てん}地^ちと^とう^うと^とか^かと^と守^も屋^やを^をか^かと^とふ^ふ朔^{しやく}日^{にち}あ^あつ^つる^る兩^{りやう}日^{にち}の^の
合^{くわ}戦^{せん}小^{せう}勝^{しょう}は^はこ^こりた^たれ^れハ一^{いつ}も^もも^もふ^ふ撃^{うち}つ^つふ^ふと^と阿^あ都^と

稻村のあつちの城より驅出しあまの軍勢と一手に
そなへ魚鱗まつちうて鉾のごとくふあり鶴翼ふ
ひもきて環のごとくふつゝ寄手の官軍と中ふところめ
四方八表より攻立ける官軍もけふを限のいゝさなれど
射れども斬れどもこともせと喚き叫んで攻たかふこの
とき聖徳太子ハ秦川勝迹見赤檣を左右に召具し
堀際ちかくわゝせたまふ守屋ハ城中の榎小造うける
高檣よりこれを見おろしつゝのそむところ時こそ来れど
おほいよよろこび八目の鎬矢とうちつゝへ府都大明神

このあぶらも十八
種のうもつかり

に丹誠を凝し仰ぎぬぐいこの箭をもて聖徳太子と
獲さめたまふと祈誓とこめ大音あげてまうけるハ
この箭ハこが射る箭のあゝと忝くも府都明神の御箭
ちうるぞ太子うけて御覽あれといふ聲とひでゝ弦音
たうく放ける味方の軍勢これとて手ハ汗のぎりて
いゝちける太子いさゝも怖たさふ氣色もたぐその
箭のきちうと待うけて右の鎧と揚て蹴ちたまへり
このあぶらも今なる法隆寺あり矢の痕現あつれたり
○私小按むる小平假字十卷の太子傳等ハこのとき府都明神

石上の神といは
ふつと
府都明神あり

現たり守屋の加勢ありて書成りたるは彼杜撰なる
べし予諸傳を稽する守屋はつねに明神を信じてたれども
明神は曾て守屋に黨したることを見せしめ本居宣長
の古事記傳五十四にも類聚國史をひきて延暦二十四年 聖體
不豫の御事ありこれ石上の神のたかりたるなり 巫小託て告
たしへるふりて 天皇の御年の數ふたゞへて六十九人の
僧としてその神宮にて經と讀しめたまふといへり以上文の
府都明神の佛法に歸依したることをいこの一事をもても
あるべきなり何ぞ守屋の邪見に荷擔したるべきや

そのとき 聖徳太子御手にもちたまへる檀の真弓と
迹見赤檮ふたまひり今朝四天王よりさぶかりたまふ

六目の鏑矢をもて射さしめたまふ赤檮ふけたまひりて
りの御弓ふ右の矢をつぐへ高聲よまむりけるをゆく
この矢ハ迹見赤檮が射る矢ふあむどかごけなくも
護國護世の四天王朝敵退治のため射さしめたまふ
御矢なるぞといひ聲といひとく切て放せば奇なる哉
妙なる哉このかぎり矢ふ六種降魔の音ありて守屋が
陣中小ひきききり榎の枝葉ととびぬけて守屋が胸
板をつぬきければさしも猛き守屋なれども何うい
もてささむべきそのまゝ高櫓より眞さるさまふ墜たり

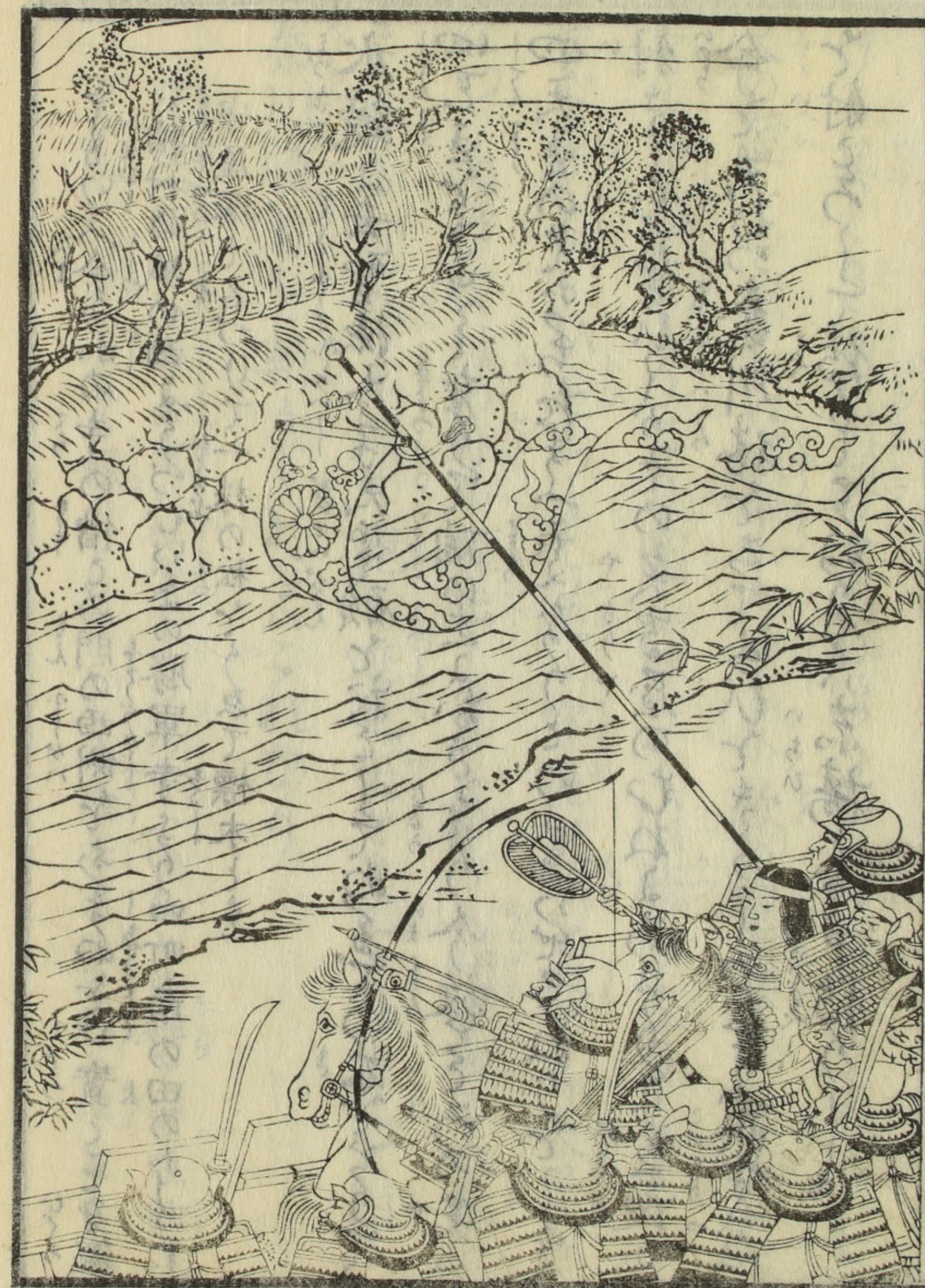
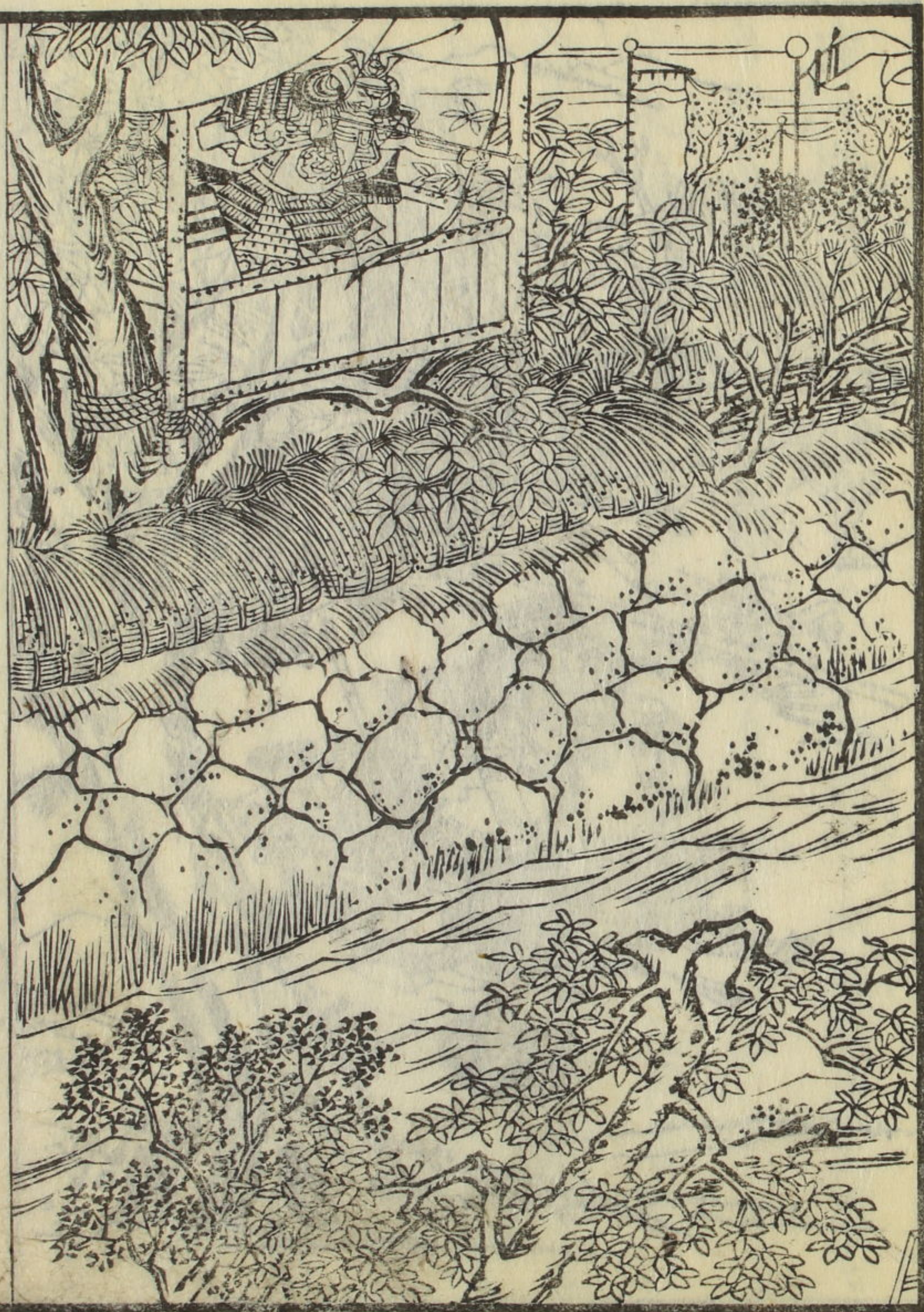
ける其とき秦川勝一丈のほりも馬めてゝ七
 尺の壁ととびこり城中へ入ける敵の軍兵もつとまを
 ちへて四方よりとり圍をけると川勝ひとりこゝも
 せど斬るゝひ追ちゝし遂に守屋が頸と撃とり太刀さき
 につゝぬきて城の外へ驅出ゝさるゝ人間ごとく見
 たりけるかの帝王編年紀に迹見矢をもちて是を射る
 秦川勝首と斬るといへるこれなり

守屋が頸ハ天王寺金堂の柱をさりたるゆゑその柱を守屋柱と
 いふも一説ハ石の櫃かりれきて法隆寺の二王門へ埋たる

口實ハ世の人の
 口實のせて偽
 仲之語ハ来世
 以て爲口實

てもいふ今かかの寺の僧の門の西側をさるゝぬと口實とも身軀
 ハ稲村の城の西よりむむの勝軍寺より四町南の田のなかに
 守屋塚と名づけて一株の松をうゑて標木とす

水鏡に云聖徳太子大極殿をたてしめてぬるべの本とて
 四天王とさるゝなりて頂の上よりおきなり今放る所の矢ハ
 四天王のえちちたすふやなりとのまひせりぬりとして
 射さめたまひし其の矢や屋のむねにあたりて立たれ
 命を失ひし秦川勝をちてらびとさるゝめたまひ此守屋
 を射たりしてゆりしるぬりや赤橋とぞやゆりしる





守屋今年三十六歳あへなくも劔戟の下ふ命をほろぼし
これなん自業自得の現罰なり

○水鏡ふいそく事あへなくも申つぐべくもなけ
れどもめでたき事いふ人あつたもへれどもつりかへし
やさるなり聖徳太子の治ちうふあうざりせはる屋
が邪見あぞ此國の人あうぐひはるまう

一本小守屋と地藏菩薩の化身とうきたるは古今目録抄といへる書
よそめていひ出たる杜撰なれどもその後の假名本小守屋
採用ひり本願縁起と按ざる小守屋死してのちその惡念
鷲とり鳥となりて堂塔伽藍を破るといふことを載らる

本願縁起
太子御書
あせちう書
ちう故御手印
縁起といふ

守屋實^{もりやじつ}は菩薩^{ぼさつ}の化身^{けしん}なりて死^しして後^{のち}は何ぞやとびかくの
ごころの事^{こと}あらんやうの目録抄^{もくろくしょう}に前後^{ぜんご}の考^{かんが}もたて過去七佛^{こくしちぶつ}
の世^よに出^いたまふとて提婆達多^{ていばだた}あるかたひてかくりひるる
ものゝほたり似^にたることハ似^にれども是^ぜなることハ是^ぜなる

皂衣^{そうい}とさう下^げ
賤^{せん}混^まれて落^お行^{ぎやう}
たあきり
葦原^{あしはら}地名^{ちめい}なり
守屋^{もりや}が知行所^{ちぎやうじよ}ふ
て河内國^{かふちのくに}あり

大將^{たいしやう}守屋^{もりや}うたれければ軍^{いくさ}おのづうやぶれ守屋^{もりや}の妻子^{さいし}と
えじめ上臈^{じやうらう}たちハ皂衣^{そうい}小身^{せうしん}とやつ一眷屬^{けんぞく}從類^{じゆるい}と共^{とも}ふ
おちゆきあるひハ葦原^{あしはら}に逃^{にげ}うられ後^{のち}ハ姓^{うぢ}とく名^なと改^{あら}め
しもあり或^{ある}ハあづのびて行^ゆくされどなるもありとるふ
軍^{いくさ}まづきりて後^{のち}朝廷^{てうてい}の御沙汰^{ごさた}として攝州^{せつしゆ}難波^{なんぱ}今^{いま}の
大坂^{おほさか}

天王寺^{てんわうじ}のこし
日本紀^{にっぽんぎ}三代實錄^{さんだいじつろく}
帝王編^{ていおうへん}年紀^{ねんぎ}百
練抄^{れんしょう}等^{らう}ふ

説文^{せつぶん}小田百面^{せうだひゃくめん}と
一頃^{いっけん}といふへり
○首^{くび}のつゝの官^{くわん}
位^い令^{れい}小從^{せうじゆ}六位^{ろくゐ}の
記^きせ

か四天王寺^{しつてんわうじ}御建立^{ごくわんりやう}ありて守屋^{もりや}退治^{たいぢ}の御願^{ごぐわん}もとたし
た^た以上^{いじやう}日本紀^{にっぽんぎ}本尊^{ほんぞん}ふらねて百濟國^{ひやくせいこく}王^{わう}より獻^{けん}りし
金銅^{こんどう}の二臂^{ふたひ}の如意輪^{にぎいりん}觀世音^{くわんぜいおん}菩薩^{ぼさつ}と安置^{あんち}し左右^{さうりやう}の
脇侍^{わきざう}ふあつたふ四天王^{しつてんわう}の像^{ざう}とささるかの合戦^{くわっせん}のとき
造^{つく}られたる四十八躰^{しじゅうはつたい}の四天王^{しつてんわう}とあつ十二躰^{じふにたい}づ御^{おん}を
籠^{こも}りふ造^{つく}こめたまふま守屋^{もりや}の領地^{りやうぢ}とて田^た一萬頃^{いちまんけん}
と迹見^{あとみ}首^{くび}赤禱^{せかつ}ふたまひりその餘^よハことごとく此寺^{このてら}小寄附^{せうきふ}
し施藥院^{せやくゐん}療病院^{りやうびやういん}悲田院^{ひてんゐん}敬畏院^{けいゐゐん}の四^よの寺^{てら}とたて普^ふく
天下^{てんか}の貧人^{ひんじん}とてくらひたまへり

施藥院せやくあんはくしとをばじこしちも療病院りょうびやういんハ病人と看病せしめ悲田院ひてんいんハ無怙の貧人をやしむい敬田院けいでんいんハ佛像經卷と安置して前者とむむい後者とむむいききたるふなりとれと四天王寺の四箇の院といふ今存ものハた敬田の二院のこ

ちのち守屋が眷屬をたづねいづして此寺の永奴としてあつく扶持とぞ賜りける 本願縁起

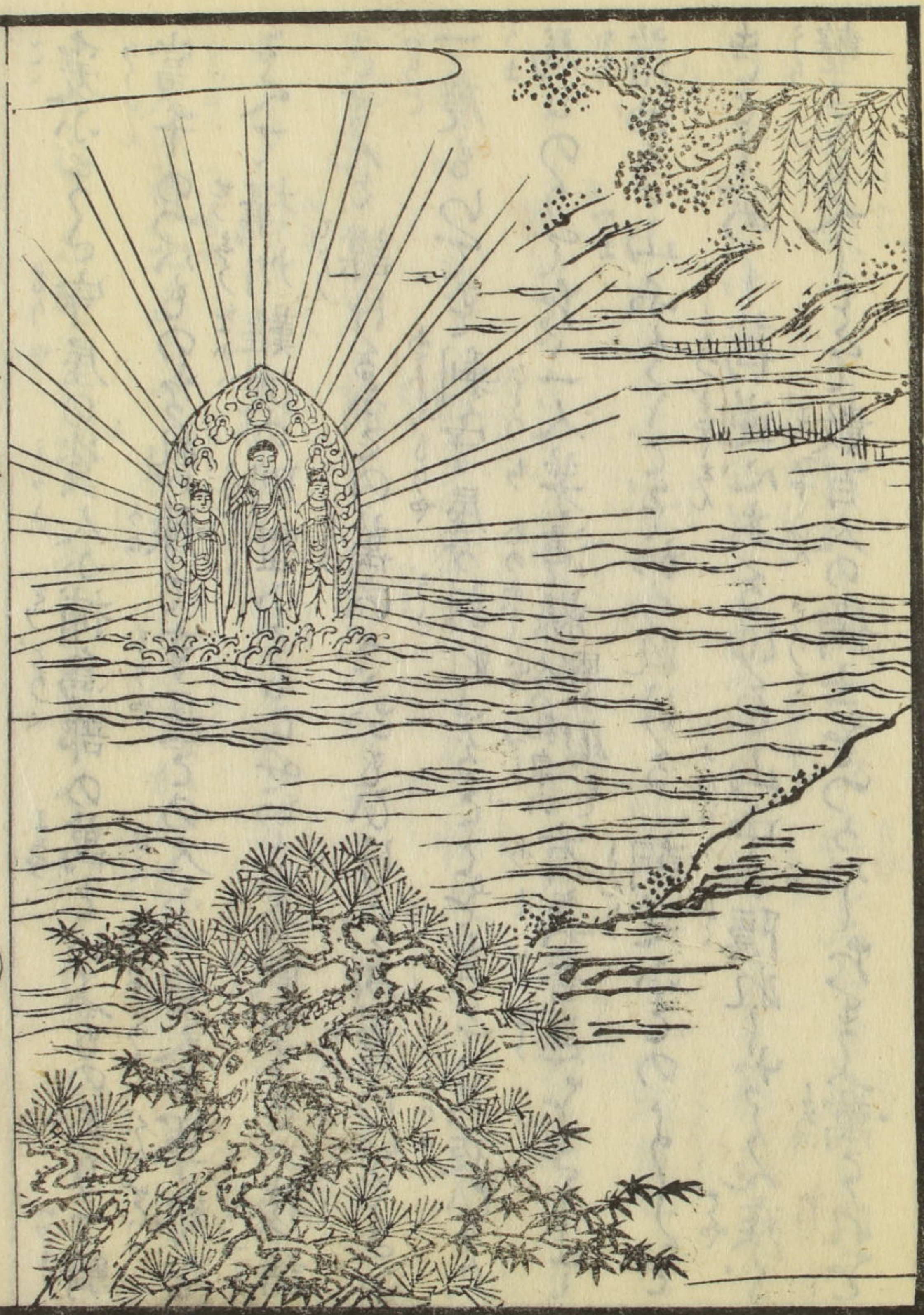
守屋の子孫役類生擒れしもの都合二百七十三人ありこのうち男百六十人女百十三人なりわのく天王寺ハ撫育たまひて生涯扶持となまつりしこと太子傳通要といふ書にもえたり

かの長壽王經の説なまへる徳をもて怨報といふ者也

玉造の岸のかさう
といふ今の城の
地あり
荒陵ハ今の茶臼
山あり

日本紀 推古帝の元年ハ是歲四天王寺を難波の荒陵かつらとあるハこのとき創て建立したるなりといふハあきか最初御建立ハ守屋のほろびし歳ハいまの天王寺より二十餘町北にあてて當初玉造の岸の上といひ一處ハ金堂一宇建たむいしを後推古帝の元年ハ荒陵の東の地に移て大伽藍となしたるなり

蘇我馬子大臣も大和國飛鳥の地ハ法興寺を立てこのとき願をたてしむる
むろし此地ハ飛鳥の樹葉といふ人の宅ありしを外へ移して法興寺と立ちしこと 崇峻帝の元年ハ出たれども滿作ハ推古帝の四年より九年の間ハ成就せしこと日本紀ハいなりまこの寺号の稱へやうふなりしありて飛鳥の法興寺ハほろびしとよ



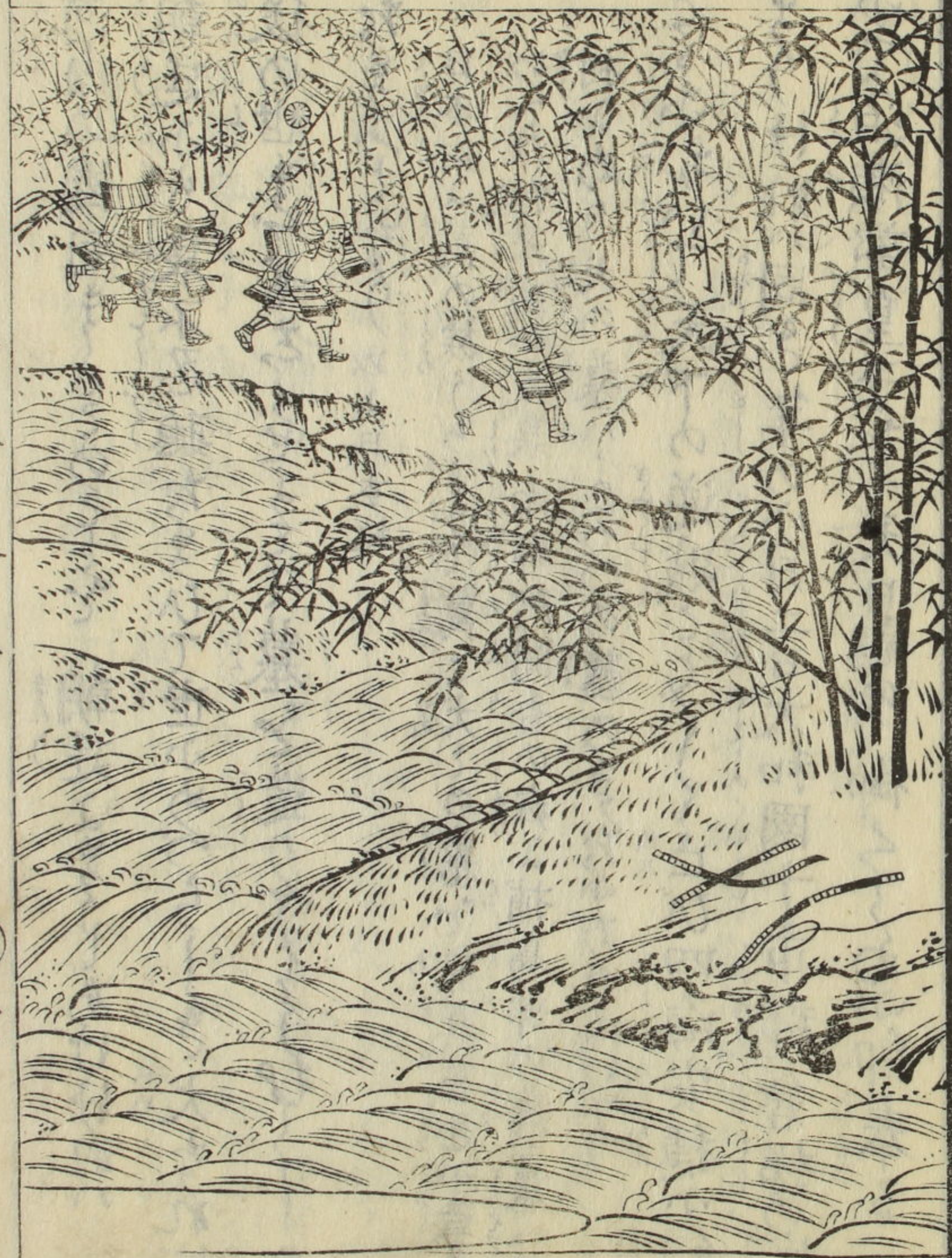
爰こゝふまゝ守屋の資人もりのや小捕鳥部の萬まんとりものあり一騎いつき
當千ちうせんのつゝものなれば豫うねて守屋もりのやこの人ひと小一百人の軍勢ぐんぜいと
ゑて攝州難波セツちうななハの別墅くけやき小もらせおき合戦ウツゼンのときハ後詰ごづめ
させんと謀まうけるふこの萬まんいふおもひけんこの度のいくさ小
一度いちどもいぞで剩守屋あまもりやが討うれしことをきて其夜そのよひそふ
馬うまよのりてたゞ一人茅渟縣ひしうちぬのおぐさ有真香邑あまうぢとさして
落おちゆき山やまふりくこそわかれける朝廷きんりふこのよりと
きこゝめ萬逆心まんぎやくしんあるゆゑ山中さんちゆう小隠れかくちん疾はやく
撃うちするべしとて數百人そひやくにんの衛士えうしをつうしたまふ萬まんれと

ゑて篁藁たけやぶのうちふかれて繩なはをもて竹たけをつなぎ此こゝこと
引ひくごかければ衛士えうし等らこれ小敗あやむれて竹たけのうごくかきを見て
萬まんくこふありとて皆みなそのころ小馳せあつまるこの時萬まんやぶの
中なより跳おいでさゝつめ引ひつめ矢やとをなつ小一矢ひとやもあゝと
といふことなし數多あまの衛士えうしもこれ小怖おそれてちづくもの一
人もなうりける萬まんハその隙ひまとて弓ゆみと小腋こえきふさし
ちるも山の手やまてふむゝて走りゆく爰こゝふまゝ衛士えうしの中なに
一人の勇士ゆうしありて徑路こみちより先さきへかけぬけ竊ひそ小河側かへがわの
くさむふかれ伏ふし萬まんのきたるを待まちうけて横合よこあひり

矢を放しけるふその矢あやまらざりて萬が膝をつらぬき
けるされども血氣強勇の人なればこともせどその矢と
拔きて取てうへに追きたる衛士ふむひ太刀と電光の
ごとく閃めり雨のごとく飛くる矢とバ切さるひ難き
忽ちの太刀先の三十餘人を斬きてける衛士等すくすく
うねて猶豫さるるころ萬もいまはれまてとやちひけん
持たる太刀うて我うと三ふきりまて又その太刀と二つふ
わしもげて河の中なげけれ別な短刀をぬきてそれとら
手小我首を斬てぞ死たりけるハ古今はまれなる勇士

符旨とハ太政
官符なり

なり河内の國司この状を朝廷に訴へければ朝廷より
御沙汰として萬が屍を八ふきりて八箇國ふちうて梟
せよと御下知ありける河内の國司符旨かふりて萬が頭を
斬梟せよとき雷をきりか鳴り雨おほい降こゝに萬が
とごろ飼あきたる白犬をきりてさも哀なる聲をて
その側を吼まりあふりうがいつの間うハ萬が頭を噛
舉て古塚の中埋かくしおのれもさるその前ふれふて
餓死をける寔ハ人も恥べき犬のありさまなり



河内の國司もこのことを朝廷にも申しあげられ
朝廷も哀不忍聽たまひて世ふめづらき犬をれば
後の世までもとせよとて墓を造りてとせよとめ
たまふとちり以上日本紀

日本紀は萬の族うちより萬と犬との墓と有真香邑に造り
りり泉志にも泉南郡阿間香の庄に捕鳥部の萬墓八田
村にあり犬の墓はつづの墓のまふありといり
こふちいて天下の逆賊ことごとく亡び四海安穩小鎮
まりければ同年の八月二日大和國十市郡倉梯の宮
にて泊瀬部皇子と天日嗣の御くつみ小郎奉る

人皇三十三代 崇峻天皇これなり

この帝は欽明天皇第十二の御子にて御母は蘇我稻日大臣の女
小姉君なり

○愚按ざるか用明天皇崩たまふのちほどなく東宮彦人皇
子に守屋の賊手は弑されたまひあとの御代はいまだ定まらざる
いどもその御弟小竹田皇子とまうし奉る人君睿智の御徳あり
て而も炊屋姫尊の御誕生まうし御子なれば必定天位を嗣
たまふべき御人體なるふその皇子をさしおきて思ひがけたり
泊瀬部皇子御即位まうしハ全く御舅蘇我の馬子の計
よりとところなり馬子ハぬてその下心やありたりけん
守屋誅罰のとき泊瀬部皇子を總大將と崇しなり

竹田皇子のすれ
なまてハ守屋
勝海がのうい
かてもまうべ
延喜式神名に
大和國十市郡
竹田の神社と
るる皇子なり

さうるふ蘇我と物部と累代朝廷の功臣とて兩家
あひなうびて政を掌けるふ此般の軍守屋滅て後ハ
天下の執權大小となく悉く蘇我の一家小歸一加之
欽明敏達用明の御代うちつぎて天子の外戚
たるうへ今まこの大臣の計ひめて宗峻天皇御即位
ましくければ蘇我氏の威勢日ごろ小倍して動それバ
天皇と輕め奉るふける是ふかいて宗峻天皇深
くこれを憎ませたまひ不意小馬子と討取べしとて時
なむぞ禁裏小兵杖の御手あてを有ける馬子の大官是

とまうて大い驚き東漢の直駒といふものとうらひ
て禁中小吏のむせ密小宗峻天皇を弑し奉る
百官群臣これとあるといへども馬子の威ふかされて敢て
その事といふものさへもなかり御尊骸ハ即日さむり
たてまつること日本紀に記たり

日本紀の原註小大伴嬪小馬子といへる御妃御寵愛の衰へたるを怨て
此とて馬子小告といへり扶桑略記ハ一の愚士ありて馬子小内
通せしといひ是ハ宗峻天皇の馬子とみせたまふことと
人ふかざるを以て聖徳太子より物賜りしゆ急此事を馬子に告
せしむる猶褒美あるべしといひ兩袖は物とみせしなり

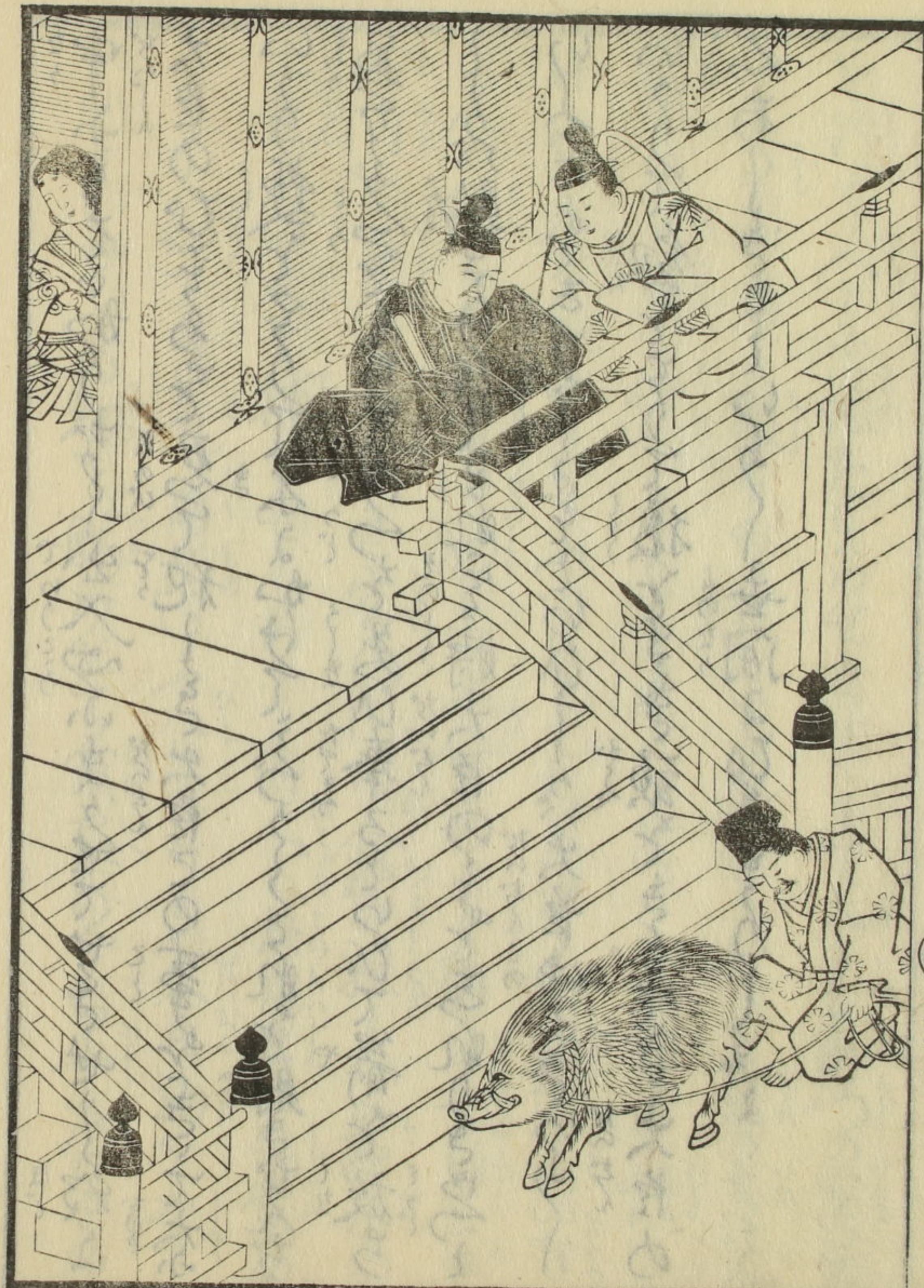
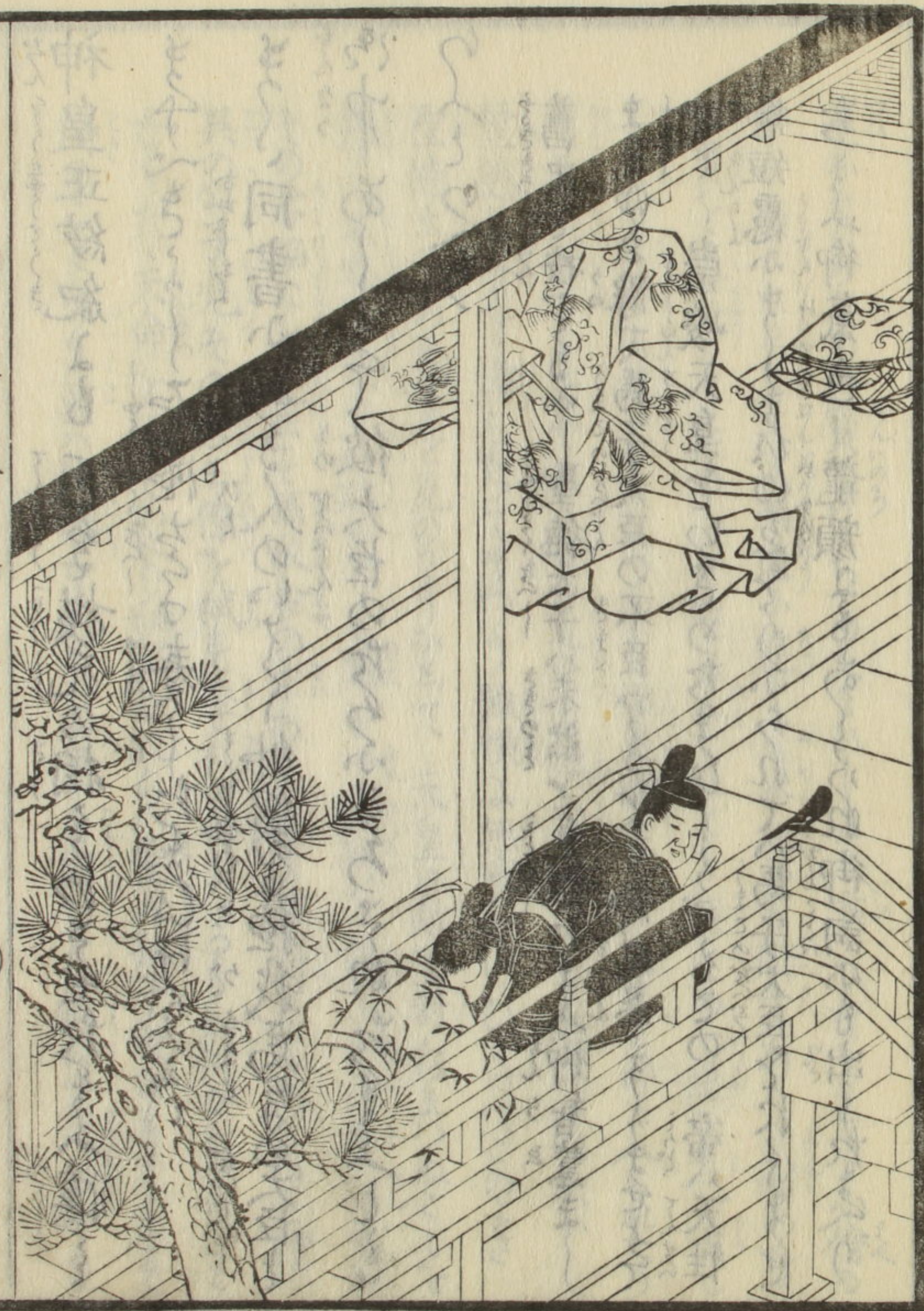
小馬子大伴嬪
手連のむせ
馬子の姪なり

水鏡みづやういさく位くらゐ即つぎたもひてある年としの嘉御門けあまの皇みなり
 聖德太子しやうとくとらなりてめう人を相さうと朕みづかと相さう志しなま
 とのたもひいさく太子目め出で度たかひいさくもまも但ただ横よこ様さまふ
 御命みことのたもひいさく座ざと心こころ志しなま
 宮みやのうちへ入いれさせたまふ宮みや敷しきなりとや孫まろひいさく御門みかど
 いさく所ところとてのたもひと仰あやせられいさく太子朱あうき
 筋すぢ御眼みまとつらねけりいさく傷害けがれの相さうなりとや孫まろひい
 う御門みかどは後ごにて見みえさひいさくや孫まろひいさくいさく
 かたし大おほきなるき怒いかでりかひいさくきかくて太子人みこい御門みかどの

相あひ相あひ前まへ世よのほろつたれば愛あいるべき事ことふあういさく宣のたまひ
 しさく事こととやし二月ふたつき御門みかどのむびやう太子人みこのたまふ
 藤原ふじわらの大おほ臣おみうちい私しを従したがふほうふ詐いつはりをかざり佛法ぶつぽふと
 家いへなる様ようなれどもいさくいさくいさく何なんいさくことのためい
 う太子人みこたは事ことをむびたまふべしとや孫まろひいさくいさく
 十月じふがつ人ひとの猪いのを奉たてまつりしと御門みかどは後ごにていつう猪いのの
 つびを斬きぐごとく朕みづかが嫌きらふや人の人ひととうちまふべきと
 のたまひせしう太子人みこかほきい孫まろひいさくいさくひて世中よのちう
 の大事だいじこの御門みかどふりていさくいさくいさくいさくいさくいさく

と行て人々小縁たまひせちどして今日御所の宣せ
つるゆめ散ちかこひたまひしを誂う言けん
我の大臣おつづることをちんのかまひつるをけり
ければ我のこころふこそとねもひて御門を失ひな
らんと謀りて東洋約といふ人をかこひて十月三日
御門を失ひなりき宮の内の人驚き強しを我家の
大臣その人を捕ませしめし人々此大臣の仕業か
こそと知ても急角物いふなりき大臣約を賞
しこそまぐの物を賜りて我が家のうち女房など

中ふもさかちなり出入りふまうせてせさせし
大臣のむさめを忍て犯し大臣この事をきいて大
いふ候とて本よかけしづるを射きなんぢ
馬やうもちて御所を失ひ奉るといひて箭を放ち
し馬駒さげびてしれし時大臣のこころをいひし
いふこそまぐのさかちなりいふ大臣はさかち
いふて劔をとりて腹とさき頭をきりてき大臣の
ふあさきこころいふて世間をひらきしなり



神皇正統紀にも天皇横死の相をいさせたまふ慎
ますべきこと聖徳太子奏したまひけり
まゝ同書ある人のいさく外舅孫我馬子大臣と
あつてあつて彼大臣のちふころされたまふとも
いと

舊史を按ずるふ聖徳太子ハ未然と見徹たふ御智慧ま
まゆを豫て馬子大臣の不臣たるをも御堪忍ま
時々崇峻天皇といさめたまひしころこの帝ハ天性
御短慮ふまゆゆをりふられてハ馬子大臣をにくませ
たまふ御氣色龍顔もあつられ御詞ふも出たまへり

遂ふそれがため實筭とちやたまひしこと云ひなきこと侍る
馬子大臣も文武兩道小達日本紀にも辯才あり武略あり
三寶を恭敬とほめたるほどの人なれどもたこの一逆小名と汚し
千歳の下なる雪のことあつて類聚國史にも逆臣の部に入られたり
豈遺憾とちやあつる近世の儒者佛法と嫌ふがゆゑ
聖徳太子と憎みたまふり強横は無實をいひつけてこのとき
聖徳太子の馬子と見のぐかちて天皇の敵と討たまふぬことを
舉て不忠不義の姦賊なりと罵る予左傳を讀み魯の季孫意如
その君昭公と逐出を孫叔舎の才あるもこれを討ことあつた昭の二
吳の公子光その君王僚を弑し季札の賢なるも如何ともすること
なつた天命を待といへり昭の二
時のことなり吳ハ他國なれども魯ハ自國なり昭公ハ我君なり

古事記傳北條
の義時泰時高時
足利の尊氏ハ
皇と稱せしむ
し穢き奴と
なり
經ハ常法ヲ權
ハ常ハ反て
なり

曷為孔子これを餘所ふたきやこれなその力のあふぶざる
かりも一力のあふぶざるときはいうなる良策といふとも用ひべき
ころなり故に莊子はその如何ともせむくざるを知てこれを
安んじること命のどくする徳の至れるなりといへり人間近
我朝の中古ふも北條足利のころふ
天子と作け奉り逆臣あれども三種神器の威靈も 南朝正
嫡の 皇統も臣強く君弱き時勢ふい之と如何ともあらま
べきやうなり 夫君父の讎ハてもふ天を戴どといへる經典の法なれ
ども若國家の亂れ萬民の苦ともなるべきふ討べきとも討ざるハ
聖人のころなりそれと偏屈のころはちく嫂の水に溺るふも
手とてざるの類ひとて經とありて權とあらむと
ものなり今の儒者たちも千年の後ふありてそのとき

事と勢とをさきまへて猥に討と不討とを論ざるハ愚の至
かりそむ馬子うまこが 崇峻天皇を弑したてまつりしハ 聖徳太
子二十歳の御ときなれどもその頃ハ 太子もたちたまは
常之皇子とてまへませば諸皇子とかりたまふことな
高位高官の當職たる人もあまふあれば討と不討とハ 太子御
一人ふかりたることふあふむ既に馬子ハ 天子の御伯父なり
そのうへ天下の軍馬を領てそのいきはひ泰山のごとくなるゆゑ此
とき馬子と討とせんとせばうの新大納言の清盛とふくして
反てその身をうへむす恐おほくも 後醍醐天皇の鎌倉
をにませたまひて其まゑ 日本未曾有の亂國とかりし
ごとくちうも計がごとく日本紀と按むる小馬子の大臣病
臥したるときその平癒を祈るとて男女出家せし者一千人

ありたることを載^{のせ}らるる推古帝の二十八年以前のこと
われども用明天皇の御惱まりしときハ鞍部の多須奈た
一人出家せしものなりきともて馬子の威勢天子も超たる
ことをあるべしかる姦猾の人をきとて勢と振ふときハた
その人の悪行長せぬやう漸くと善と勧るより外あるべし傳き
文王の智慧もなる紂王の惡と諫ることありて周公の德行も遂
管叔が非を糾^{たづ}むることありその時の事勢とあるべし
千年のむかしと量るはかむざるの甚きなり況や佛法ハ若罪咎
あふ善言誘諭てその惡をくそとせしと
聖徳太子馬子大臣のためハ大悲の方便とめぐる善道ハちびき
たふゆゑ波風もたどして世も安穩とあづかりたり

世間と出世間ハ
元來二なし
王法佛法とて
一致の歸き
日本紀纂疏下の

基親卿ハ桓武
天皇十二代參議
親範の一男なり
建永元年五十
六歳にて出家し
往生要集勸文
六卷を撰述せし

はろゝかみんれば姦賊逆徒の雲こもく起といへども
聖王神力の風つひ小悉く吹くとい 大日本國 王法
佛法の日月をかけて光と耀し國豊小民安く現世
安穩後生善處の利益とらむむること 億代萬年
ひとく 聖徳太子の洪恩なり誰う欽仰せざらんや
凡太子傳と稱する書數篇ありて一百卷のあまるといへども
中ハあいて兵部卿三位平基親卿のほつれたる傳曆平氏傳ハ
太子の舍人調子丸があるといへる奇蹟書を原としてか
日本紀ハ依たるものなれば諸傳の中ハ冠たりといふ

官軍為國御魔軍却被魔軍著一先
 此際若微斯太子本朝縁底護
 人天

○世に聖徳太子の御影と稱するもの十七八までハ十六歳
 御祈願の御影とがさかるゆゑ太子ハいつも兒髪ちかみのやうに
 おもへる人多し因て太秦廣隆寺に安置せらるゝ三十三歳の
 御像をこの小圖出しててまつる

この尊像御参内乃をうへん



衣冠と進せられやうとせたり

飛驒の工ハ
鳥佛師

如來傳

三十一

むろー 神武天皇大和國畝傍橿原に皇居を建てしむる
三十三代 崇峻天皇の御宇までハ内裏の宮造りもいと鹿末なり
聖徳太子のとき百濟國より寺工二人鑪盤師一人造瓦師二
人畫工一人より来る太子もまた飛驒の工と相議して曲尺乃
割料墨絲の盛圖家室の高低柱椽の大細等こころく器材の度量
をさだめたりしむる番匠の道をめて全備せりまゝ推古
天皇の御ときまでハ五穀この土は澤山なりば聖徳太子諸所に
雨池をほらせたりして五穀おほく生熟天下の萬民豐饒と
なる加旃田村王と畿内と南國と四國とつらハ鞍作鳥と東國北國往
來秦川勝と西國築石は赴しめ山を排き淵を埋め嶮を夷げ
道を作り丘を崩し野を均して新田を開き發とこと數百萬心
おこり而て田かきものハ田をたまり糧かき者ハ糧をたまり

邑里に屯倉を置いて饑饉ともし備と屯倉ハ豐年の餘慶とつ
て凶年の手當ともしる米倉なりまゝ諸所は市をたてて交易賣買ハ
自由なりめ或ハ絶嶋航して民子と移し或ハ海河は船橋とつりて
往來と易しむ所謂參河の矢矧遠江の濱名甲斐の猿橋美濃路の曲
橋木曾の懸橋等なりまゝ百濟の僧觀勒は命じて天文曆術を學ぶ
まゝ韓人味摩とめて少年は歌舞を習しむ或ハ城門の東西は悲
田院をたて、鰥寡孤獨をやしめし施藥院をひらきて病人は藥を
あへまゝ十七箇條の掟をたてて國を治め民を安んじし
かり中古小松の重盛公五常内儀とあらハ鎌倉の泰時朝臣式
目と定め今川了俊遺狀をたづねるも是る太子の十七箇條は職
と由りし實は萬代不易の明政なりまゝ大徳小徳等の十二階の冠
を定めたりしれ日本官位のそめなり惟夫應神天皇の聖代

如來傳卷五

三十一

百濟國より王仁といふ博士論語等の書を持ちたり免道稚郎子皇子に
 一人典籍を讀たゞどもその後いたれて讀ものなり 聖徳太子出
 たりて 神代の字と漢土の字とめて輒く儒書とて明にたまひ
 より人々その道となりて得てつひに孔聖のをくこの 御邦に弘まらる
 まる 日本前代の記録も 聖徳太子までにならるゝと 太子の御とき舊
 事本紀とせり 神代のことと筆をあらわしたまふゆゑ諸人よりめて
 神道のなりてとてとまり奉るゝを以てさへ 聖徳太子ハ神儒佛
 三道の元祖とて 日本中興の神聖たり嗚呼士農工商の四民この 御邦に
 生ていけるもの誰う 太子の洪恩とてかゝむるべしんや

善光寺如來繪詞傳卷五終

本字田川

